

「 さかもとちゅうがっこうけいほう 熊本県八代郡坂本村大字荒瀬 坂本中学校警報所構内 」 に  
改める。  
附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**熊本県教育委員会訓令第 1 号**

本庁各課  
各地方機関  
各県立学校

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県教職員住宅管理規程（昭和 40 年熊本県教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「教育長」を「熊本県教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

第 5 条第 2 項中「集団住宅にあつては、総務企画課長、」を「熊本市内の集団住宅にあつては、福利厚生課長、これ以外の集団住宅にあつては、福利厚生課長が指名した当該関係学校長、」に改め、同条第 3 項中「熊本県教育長（以下「教育長」という。）」を「管理者」に改める。

第 10 条第 1 項中「賃貸借契約書（別記様式第 2 号）を提出しなければならない。」を「教育長と賃貸借契約書（別記様式第 2 号）により契約を締結しなければならない。この場合、教育長は、契約の締結を管理者に委任するものとする。」に改める。

別表中

熊本県立多良木高等学校職員住宅	球磨郡多良木町久米字伏間田 2854-11	11,300 円	
	球磨郡多良木町多良木字下迫田 924-1	6,400 円	
	球磨郡多良木町多良木字下迫田 925-7	6,400 円	
熊本県立多良木高等学校職員住宅	球磨郡湯前町字松原 2245-6	7,500 円	
	球磨郡水上村岩野字石原 2742	7,500 円	

を、

熊本県立多良木高等学校職員住宅	球磨郡多良木町久米字伏間田 2854-11	11,300 円	
	球磨郡多良木町多良木字下迫田 924-1	6,400 円	
	球磨郡多良木町多良木字下迫田 925-7	6,400 円	
	球磨郡水上村岩野字石原 2742	7,500 円	

に

改める。

別記様式第 1 号から別記様式第 6 号中「昭和」を「平成」に改め、別記様式第 2 号中「熊本県教育長 氏名」を「管理者 職 氏名」に改める。

附 則  
この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第 4 号**

本庁各課  
各地方機関

熊本県教育庁処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育庁処務規程等の一部を改正する訓令  
（熊本県教育庁処務規程の一部改正）

第 1 条 熊本県教育庁処務規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中総務企画課の項を削り、高校教育課の項の前に次の 3 項を加える。